部長及び参事官　　会計発第２９号
殿　　令和６年２月９日
所　属　長　　５年保存（口訓）
本　部　長

所有者の判明しない犬又は猫その他の動物を拾得したとして申告を受けた場合等の取扱いについて（通達乙）

みだしのことについては、「高知県遺失物取扱要領の制定について（通達甲）」（平成28年３月17日会計発第53号。以下「元通達」という。）及び「犬又は猫の取扱いについて（事務連絡）」（令和５年１月20日会計発第９号。以下「事務連絡」という。）等に基づき実施してきたところであるが、このたび、

○　警察共通基盤システムにおける遺失物管理業務の運用開始に併せて、動物の一時預りについても受理番号を採番して管理する必要が生じたこと

○　動物の取扱いについて、特定外来生物、条件付特定外来生物等、その取扱う定義が刻々と変容することから頻繁に通達の改正が行われると予想されること

等の理由から、元通達中の動物の取扱いに関する部分を削除するとともに、事務連絡で規定していた内容の一部と併せて、警察庁から示された通達を取り込み再構築することで、遺失物法等における動物の取扱いに関する根拠を一本化し、令和６年２月11日から運用することとしたので、引き続き適切な取扱いに努められたい。

記

第１　基本的留意事項

１　関係法令解釈上の留意事項

(1)　遺失物法等の解釈運用基準について（通達）（令和５年１月27日付け警察庁丙会発第４号）第２の１(4)より、野生動物や屋外にいても逸走したものではない動物は、法における「逸走した家畜」に該当しない。

(2)　法第４条第３項では、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号。以下「動物愛護管理法」という。）第35条第３項の規定による所有者の判明しない犬又は猫の引取りの求め（以下「引取りの求め」という。）を行った拾得者については、拾得をした物件の速やかな警察署長への提出等を規定した法第４条第１項及び第２項を適用しないこととされている。

これは、警察署等では動物の飼養や保管に関し専門的な職員及び施設・設備を有しておらず、動物愛護管理法の趣旨を踏まえれば、都道府県等（都

道府県及び地方自治法（昭和20年法律第67号）第252条の19第１項の指定都市、同法第252条の22第１項の中核市その他政令で定める市（特別区を含む。）をいう。以下同じ。）において当該犬及び猫を取り扱うこととした方が動物の愛護及び管理の観点から見て適切であると考えられたためである。

したがって、拾得したとして申告を受けた犬又は猫の取扱いに当たっては、都道府県等と連携を図るなど、この趣旨を踏まえて対応する必要がある。

(3)　動物愛護管理法第35条第３項において、都道府県等が所有者の判明しない犬又は猫の引取りを「その拾得者その他の者」から求められた場合に、これを引き取らなければならない（周辺の生活環境が損なわれる事態が生ずるおそれがないと認められる場合その他の引取りを求める相当の事由がないと認められる場合として環境省令で定める場合には、その引取りを拒否することができる。）旨が規定されているところ、警察職員が職務中に当該犬又は猫を自ら拾得した場合、当該警察職員は、「その拾得者その他の者」として都道府県等に引取りの求めを行うことができる。

引取りの求めを行う場合の都道府県等の具体的な連絡先としては、管轄する福祉保健所（高知市にあっては高知市保健所）又は小動物管理センター（以下「福祉保健所等」という。）である。

(4)　動物愛護管理法第35条第３項において準用される都道府県等が所有者の判明しない犬又は猫の引取りを拒否できる場合（以下「引取拒否事由」という。）である「周辺の生活環境が損なわれる事態が生ずるおそれがないと認められる場合その他の引取りを求める相当な事由がないと認められる場合として環境省令で定める場合」とは、動物の愛護及び管理に関する法律施行規則（平成18年環境省令第１号。以下「動物愛護管理法施行規則」という。）第21条の３各号のいずれかに該当する場合である。

動物愛護管理法施行規則第21条の３第１号の「周辺の生活環境が損なわれる事態」とは、当該犬又は猫に起因した騒音又は悪臭の発生、毛の飛散、多数の昆虫の発生等とされているところ、このような事態が生ずるおそれがないと認められる場合は、都道府県等はその引取りを拒否することができることとなる。（なお、例としては地域住民の十分な理解の下に飼い主のない猫への不妊去勢と給餌・排せつ物の管理などを実施する活動により共生している猫などの場合が想定されている。）

同第２号の「引取りを求める相当な事由がないと認められる場合として都道府県等の条例、規則等に定める場合」とは、都道府県等が、地域の実

情を踏まえ規定する必要がある場合に、条例、規則等を制定することとされているところ、高知県動物の愛護及び管理に関する条例（平成７年県条例第４号)、高知県動物の愛護及び管理に関する条例施行規則（平成７年県規則第85号）のいずれにも第２号に関して規定されていないことから、周辺の生活環境が損なわれる事態は、専ら第１号の規定に該当するか否かで判断することとなる。

(5)　遺失物法（平成18年法律第73号。以下「法」という。）第37条第１項第１号では、３か月以内に遺失者が判明しない場合において、所有権を取得する者がないとき、警察署長が保管する法第35条第２号から第５号に掲げる物件を除く物件について、法第35条第１号に該当するものは国に、それ以外のものは都道府県に帰属することが規定されているところ、当該規定は、動物についても当然に適用される。

２　引取りの求め及び負傷した犬又は猫等の動物の通報に係る手続

(1)　引取りの求めについては拾得者が、動物愛護管理法第36条第１項の規定による所有者の判明しない負傷した犬、猫等の動物（以下「負傷動物等」という。）の通報（以下「通報」という。）については発見者が、それぞれ当該規定に基づき、自ら行うことを原則とする。

(2)　休日､夜間等で都道府県等が閉庁しているなどやむを得ない事情により、拾得者又は発見者が自ら早急に引取りの求め又は通報を行うことができない場合であって、依頼されたときに限っては、その経緯を明らかにするため、別記第１号様式の一時預り控書（以下「一時預り控書」という。）及び別記第２号様式の一時預り書（以下「一時預り書」という。）を作成すること。この場合において、一時預り控書と一時預り書の様式中、同一の記載となる箇所は、カーボン紙を使用して複写しても差し支えない。

また、作成の際には、署に備え付けられた別記第３号様式の一時預り一覧簿（以下「一時預り一覧簿」という。）に登載し受理番号を取得して、一時預り控書、一時預り書それぞれの受理番号欄に記入後、一時預り書を拾得者又は発見者に交付した上で、一時的に預っても差し支えない。ただし、当該引取りの求めが、引取拒否事由に該当する場合は、福祉保健所等によっては引取りを拒否することも考えられることを踏まえ対応する。

なお、動物愛護管理法第39条の２第１項に規定するマイクロチップ（以下「マイクロチップ」という。）に電磁的方法により記録された識別番号から判明した犬又は猫の所有者に関する情報は、所有権を証明するものではないため、マイクロチップの装着を確認できた場合やマイクロチップによって所有者に関する情報が得られた場合であっても、動物愛護管理法第

35条に規定する所有者の判明しない犬又は猫に該当する場合もあることに留意する。

(3)　動物に係る遺失届を受理したときは当該遺失届に係る動物について、一時預り一覧簿により、自所属において該当する動物の一時的な預かりの有無を確認すると共に、警察共通基盤システムによる遺失物等情報管理業務（以下「遺失物システム」という。）により照会を行う。

3　福祉保健所等、地方環境事務所との連携

警察署においては、拾得したとして申告を受けた動物の取扱いに関して、福祉保健所等又は地方環境事務所と連携の上、地域の実情に関し十分な認識の共有を図り、関係法令に基づき適正な運用を図る。

第2　個別の拾得事案の取扱い上の留意事項

1　犬又は猫の取扱い

(1)　犬又は猫を拾得したとして申告を受けたときは、当該犬又は猫に該当する遺失届の有無を確認するとともに、福祉保健所等に対し、当該犬又は猫の遺失者からの問合せの有無を確認する。

(2)　(1)の確認の結果、該当する遺失届がある場合又は福祉保健所等への問合せがある場合は、法に基づき拾得をした物件として提出を受け、遺失者に速やかに返還する。

(3)　(1)の確認の結果、該当する遺失届がなく、福祉保健所等への問合せもない場合は、拾得をした者に対して、法及び動物愛護管理法の趣旨並びに法に基づく拾得及び動物愛護管理法に基づく引取りの求めの手続等について十分説明する。

その上で、拾得をした者が、福祉保健所等への引取りを求めるか求めないかで、それぞれ次の取扱いとすること。

ア　県に対し引取りを求める場合

(ｱ)　犬の場合

一時預りとして取り扱うこと。

(ｲ)　猫の場合

福祉保健所等が引取りの要件を満たしているか判断するため、署で預かることなく、拾得をした者から福祉保健所等に直接連絡するよう教示すること。

イ　県に対し引取りを求めない場合

逸走した家畜と判断した場合は、準遺失物として取り扱うこと。

なお、逸走した家畜に該当するか否かは、次の事項を踏まえて総合的に判断すること。

(ｱ)　首輪、名札、鑑札及びマイクロチップ等の装着など、遺失者の存在を窺わせる特徴の有無

(ｲ)　拾得場所及び拾得したときの状況等

(4)　拾得をした者が３か月経過後に所有権の取得を希望するときは、法に基づき、拾得をした物件として提出を受ける。

その他、鑑札その他の公務所又は公私の団体（以下「公務所等」という。）により発行された所有者に関する情報が記載された書面等（以下「鑑札等」という。）が当該犬又は猫の表面に装着されており、直接又は発行を行った公務所等を経由して当該所有者たる遺失者と連絡がとれる場合、装着している物から遺失者が存在することが外観上明らかな場合、当該犬又は猫に装着されたマイクロチップに記録された識別番号に基づく照会により当該所有者たる遺失者と連絡が取れる場合は、法に基づき拾得をした物件として提出を受けて差し支えない。

なお、拾得をした物件として提出を受けた場合は、法第12条に基づく照会の一環として、マイクロチップに記録された識別番号に基づく照会の実施する。

照会方法は、「犬又は猫に装着されているマイクロチップ登録情報のオンライン照会方法等について（事務連絡）」（令和６年２月９日会計発第32号）を参照のこと。

他方、鑑札等がなく遺失者の特定に至らない場合は、法第２条第１項の「物件」に該当しない可能性もあることから、取扱いについて慎重に検討する。

(5)　拾得者が動物愛護管理法に基づく引取りの求めを希望したにもかかわらず、休日、夜間等で都道府県等が閉庁しているなどやむを得ない事情により、拾得者が自ら早急に行うことができない場合であって、依頼されたときに限っては、当該引取りの求めに係る犬又は猫を警察が一時的に預かり、その後、速やかに都道府県等に引き渡すことは差し支えない。

(6)　法第９条に規定する売却等、法第10条に規定する処分又は民法第240条に規定する拾得者の所有権の取得に至った場合は、拾得者等に対して、以下の義務等に基づく所有権取得後の手続等の確認のため、環境大臣指定登録機関への連絡を促すなどして、後日紛議が生じないようにする。

ア　犬又は猫にマイクロチップが装着されていない場合、所有権取得者は、マイクロチップの装着に努める義務があること。（動物愛護管理法第39条の２第２項）

イ　犬又は猫にマイクロチップが装着されている場合、所有権取得者は、

所有者の情報を変更登録する義務があること。（動物愛護管理法第39条の６等）

２　負傷動物等の取扱い

(1)　負傷動物等を発見したとして申告を受けたときは、当該負傷動物について、遺失届の有無を確認する。確認は、遺失物システムにより照会を行う。

(2)　(1)の確認の結果、当該負傷動物の所有者が判明しないときは、発見者に動物愛護管理法第36条第１項の規定に基づく通報を行うよう説明する。

(3)　(2)において、発見者が自ら通報を行うことを原則とするが、休日、夜間等で福祉保健所等が閉庁などやむを得ない事情により、動物愛護管理法に基づく通報を自ら行うことができないときは、福祉保健所等への連絡もつかないことから、当該発見者自身が保護するか、拾得物件として処理するか、あるいは警察署に一時預りを求めるのか確認を行い、一時預りを求められた場合は、発見者に代わって、直近の平日以降に福祉保健所等に引き取りを依頼するため、負傷動物を一時的に預かること。

３　特定動物等の取扱い

(1)　動物愛護管理法第25条の２で定める「特定動物」及び特定外来生物による生態系に係る被害の防止に関する法律（平成16年法律第78号。以下「外来生物法」という。）第２条で定める「特定外来生物」（特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行令（平成17年政令第169号。以下「外来生物法施行令」という。）原始附則第２条の表に掲げる特定外来生物（以下「条件付特定外来生物」という。）を除く。以下、「特定動物」と「特定外来生物」を総称して「特定動物等」という。）を拾得したとして申告を受けたときは、当該特定動物等に該当する遺失届の有無を確認する。

(2)　特定動物等は、法第35条第１号の「法令の規定によりその所持が禁止されている物」に該当するため、特定動物等への該当の有無について、環境省ホームページ等で確認する。

特定動物等であるか否か判断がつかない場合は、特定動物については福祉保健所等、特定外来生物については地方環境事務所に確認を依頼する。該当する場合は許可を出したと考えられる行政機関に対し許可の有無の確認及び所有者がいる場合にはその氏名や連絡先等の確認を依頼する。

なお、特定動物等であって、犯罪の証拠品に該当すると判明した場合は、捜査担当部門と緊密な連携を図る。

(3)　(1)の確認の結果、該当する遺失届がある場合であって、許可を有している場合は、拾得した物件として提出を受け、遺失者に速やかに返還する。

(4)　(1)の確認の結果、該当する遺失届がない場合において、拾得したとして提出を受けたときは、福祉保健所等に当該特定動物等の保管を委託すること、福祉保健所等又は地方環境事務所から当該特定動物等の保管方法等について技術的助言を求めること又は適切な保管委託先についての紹介を受けること等により、当該特定動物等を適切に保管する。

(5)　法第10条により当該特定動物等を処分する場合には、遺失物法施行令（平成19年政令第21号）第４条第２項に基づき行う。

(6)　法第37条第１項第１号の規定により、公告した後３か月以内に遺失者が判明しない場合において、所有権を取得する者がいないときは、所有権が国（その所有又は所持の取締りに関する国の行政機関。具体的には、動物愛護管理法及び外来生物法を所管する環境省。）に帰属するため、帰属後の処分について、特定動物等にあっては県本部会計課を経由して地方環境事務所と協議する。

４　条件付特定外来生物の取扱い

(1)　条件付特定外来生物を拾得したとして申告を受けたときは、当該条件付特定外来生物に該当する遺失届の有無を確認する。

(2)　条件付特定外来生物は、外来生物法施行令原始附則第２条の規定により、一定の者が条件を満たした場合は、飼養等の禁止について定めた外来生物法第４条を適用しないこととされていることから、原則として法第35条第１号の「法令の規程によりその所持が禁止されている物」に該当しないため、条件付特定外来生物への該当の有無について、環境省ホームページ等で確認する。

　条件付特定外来生物であるか否か判断がつかない場合は、地方環境事務所に確認を依頼する。

　なお、条件付特定外来生物であって、犯罪の証拠品に該当すると判明した場合は、捜査担当部門と緊密な連携を図る。

(3)　(1)の確認の結果、該当する遺失届がある場合であって、販売若しくは頒布の目的での飼養等ではない場合又は飼養等の許可を有している場合は、拾得した物件として提出を受け、遺失者に速やかに返還する。

(4)　(1)の確認の結果、該当する遺失届がない場合において、拾得した物件として提出を受けたときは、前記３(4)の「特定動物等」を「条件付特定外来生物」と読み替えて同様に対応する。

(5)　法第10条により当該条件付特定外来生物を処分する場合には、遺失物法施行令第４条第１項ただし書に基づき行うこととなるが、条件付特定外来生物は外来生物法第９条により放出等が禁止されていることから、必ずこ

れを引き渡すことが適当と認められる者に引き渡す。

(6)　法第37条第１項第１号の規定により、公告した後３か月以内に遺失者が判明しない場合において、所有権を取得する者がいないときは、所有権が都道府県に帰属するため、帰属後の処分について、県本部会計課を経由して都道府県等の関係部局と協議する。

５　１から４以外の動物の取扱い

(1)　犬又は猫、負傷動物等、特定動物等及び条件付特定外来生物以外の動物を拾得したとして申告を受けたときは、当該動物に該当する遺失届の有無を確認する。

(2)　(1)の確認の結果、該当する遺失届がある場合は、拾得した物件として提出を受け、遺失者に速やかに返還する。

(3)　(1)の確認の結果、該当する遺失届がない場合において、拾得者に飼育する意思があるときは、法に基づき拾得した物件として提出を受ける。

(4)　(1)の確認の結果、該当する遺失届がない場合において、拾得者に飼育する意思がなく、拾得したとして提出を受けたときは、前記３(4)の「特定動物等」を「動物」と読み替えて同様に対応する。

(5)　法第10条により当該動物を処分する場合には、遺失物法施行令第４条第１項ただし書に基づき、引き渡すことが適当と認められる者への引渡し、又は法令の範囲内で同種の野生動物の生息地において放つことのいずれかの方法によって行う。

　また、法令の範囲内で同種の野生動物の生息地において放つ場合は、動物の種類によっては、その処分方法により生態系が崩れるおそれがあることなどから、福祉保健所等に助言を求める。

(6)　法第37条第１項第１号の規定により、公告した後３か月以内に遺失者が判明しない場合において、所有権を取得する者がいないときは、所有権が都道府県に帰属するため、帰属後の処分について、県本部会計課を経由して都道府県等の動物愛護担当部局と協議する。

別記

第１号様式（第１の２(2)関係）

一 時 預 り 控 書

<table>
<tr><td colspan="2"></td><td>受理番号</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">預り日時</td><td rowspan="2">年　月　日
午前・後　時　分</td><td colspan="2">警察署
庁舎・交番・駐在所（　　）</td></tr>
<tr><td colspan="2">取扱者氏名</td></tr>
<tr><td>日時
拾得
場所</td><td colspan="3">年　月　日　午前・後　時　分ころ

にて拾得</td></tr>
<tr><td>拾得者
住所・氏名</td><td colspan="3">住所
ふりがな
氏　名
電話番号その他の連絡先</td></tr>
<tr><td colspan="2">種　類</td><td colspan="2">特　徴　等</td></tr>
<tr><td colspan="2"></td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>引渡しの依頼</td><td colspan="3">上記の動物について、動物の愛護及び管理に関する法律の規定に基づく引取り又は収容のため、私に代わって都道府県等に引き渡すようお願いします。

氏名又は名称</td></tr>
<tr><td>都道府県等への引渡しの日</td><td>年　月　日</td><td colspan="2">引渡しをした都道府県等の機関等</td></tr>
<tr><td>備　考</td><td colspan="3"></td></tr>
</table>

第２号様式（第１の２(2)関係）

一 時 預 り 書

		受理番号	
預り日時	年　月　日 午前・後　時　分	警察署 庁舎・交番・駐在所（　　）	
		取扱者氏名	
日時 拾得 場所	年　月　日　午前・後　時　分ころ にて拾得		
拾得者 住所・氏名	住所 ふりがな 氏　名	電話番号その他の連絡先	

種　類	特　徴　等

動物の愛護及び管理に関する法律の規定に基づく引取り又は収容のため、上記の動物を預かりましたので、あなたに代わって都道府県等に引渡しをします。

警　察　署　　官職・氏名

備　考	

第３号様式（第１の２(2)関係）

一　時　預　り　一　覧　簿

受理番号	記　載　日	物件の種類及び特徴	拾　得　日　時	拾　得　場　所	備　　考
	月　　日		月　　日 時　　分		
	月　　日		月　　日 時　　分		
	月　　日		月　　日 時　　分		
	月　　日		月　　日 時　　分		
	月　　日		月　　日 時　　分		
	月　　日		月　　日 時　　分		
	月　　日		月　　日 時　　分		
	月　　日		月　　日 時　　分		
	月　　日		月　　日 時　　分		
	月　　日		月　　日 時　　分		